

議案第102号

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月13日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例

渋川市営駐車場条例（平成18年渋川市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び」を「、」に改め、「「一時利用」という。）」の次に「及び観光イベント利用」を加える。

第10条に次の1項を加える。

3 観光イベント利用の利用者は、指定された期限までに、使用料を納付しなければならない。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1） 駐車場の維持管理に関すること。

（2） 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関すること。

（3） その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条及び第17条の規定の適用については、第4条ただし書中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長が定める基準に従い」と、第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項及び第3項並びに第7条第1項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、

市長の定める基準に従い」と、同項第 3 号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 項及び第 17 条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第 8 条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長の許可を得て」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる基準により業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定を遵守すること。
- (2) 駐車場の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 駐車場その他物件を破損し、又は滅失したときは、速やかに、その旨を市長に報告すること。

(利用料金)

第 15 条 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、第 9 条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を収受させる場合における第 9 条から第 12 条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 11 条の規定中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第 12 条ただし書中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長が定める基準に従い」とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条、第 9 条関係)

定期利用

名称	車両種別	使用料
渋川市営並木町駐 車場	普通自動車	1月5,000円(屋内駐車場)
		1月4,000円(屋外駐車場)
渋川市営渋川駅前		1月6,000円(平日の利用に限る。)

第3駐車場		
渋川市常磐駐車 場		1月4, 190円
渋川市常敷島駅南 駐車場		1月3, 000円
渋川市常敷島駅北 駐車場		1月2, 000円
渋川市常津久田駐 車場		1月1, 250円

一時利用

名称	車両種別	使用料		
		最初の30分 まで	最初の30分 を超え7時間 30分まで1 時間につき	7時間30分 を超え24時 間まで
渋川市常渋川駅前 第2駐車場	普通自動車	無料	100円	800円（24時間を超えて駐車する場合は、24時間までごとに、800円又は1時間増すごとに100円を加算した額のいずれか低い額を加算する。）

名称	車両種別	使用料
----	------	-----

		最初の30分 まで	最初の30分 を超え4時間 30分まで1 時間につき	4時間30分 を超え24時 間まで
渋川市営渋川駅前 第3駐車場	普通自動車	無料	100円	500円（2 4時間を超え て駐車する場 合は、24時 間までごと に、500円又 は1時間増す ごとに100 円を加算した 額のいずれか 低い額を加算 する。）

名称	車両種別	使用料		
		最初の2時 間まで	最初の2時間 を超えた1時 間につき	泊留料 (午後3時から 翌日午前10時 まで)
渋川市営物聞駐 車場	普通自動車	300円	100円	810円 (泊留料の適用 時間以外の時間 にわたって駐車 する場合は、1 時間増すごと に100円を加算

				する。)
	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車	100円	100円	300円 (泊留料の適用時間以外の時間 にわたって駐車 する場合は、1 時間増すごとに 100円を加算 する。)
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	大型自動車、 中型自動車及 び準中型自動 車	1,010 円	200円	2,030円 (泊留料の適用 時間以外の時間 にわたって駐車 する場合は、1 時間増すごとに 200円を加算 する。)

名称	車両種別	使用料	
		最初の2時間まで	最初の2時間を超えた 1時間につき
渋川市営石段アルウィン公園内駐車場、渋川市営石段アルウィン公園西駐車場及び渋川市営石段アルウィン公園北駐車場	普通自動車	500円	100円

観光イベント利用

名称	区分	単位	使用料
渋川市営物聞駐車場	全面利用	1日	18,000円
	1 / 2利用	1日	9,000円
	1 / 4利用	1日	4,500円
渋川市営常磐駐車場	全面利用	1日	18,000円
	1 / 2利用	1日	9,000円
	1 / 4利用	1日	4,500円
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	全面利用	1日	6,060円
	2 / 3利用	1日	4,040円
	1 / 3利用	1日	2,020円

備考

- この表において平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日をいう。
- この表において原動機付自転車とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車とする。
- この表において大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車とは、道路交通法第3条の規定により区分される自動車の種類とする。
- 一時利用において有料となる駐車時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算するものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日前に渋川市営物聞駐車場又は渋川市営石段アルウィン公園東駐車場に車両を在庫させ、かつ、この条例の施行の日以後に在庫させる場合の当該駐車場の使用料の額は、この条例による改正後の渋川市営駐車場条例別表第2の規定を適用する。

理 由

観光イベント利用の開始、指定管理者による管理に関する規定の追加並びに消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用の方法） 第3条 駐車場の利用は、月単位利用（以下「定期利用」という。）<u>、</u>時間単位利用（以下「一時利用」という。）<u>及び観光イベント利用とする。</u></p> <p>（使用料の納付） 第10条 （略） 2 （略） 3 <u>観光イベント利用の利用者は、指定された期限までに、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>（指定管理者による管理） 第13条 <u>駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u> 2 <u>前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 駐車場の維持管理に関すること。</u> <u>（2） 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関すること。</u> <u>（3） その他市長が必要と認める業務</u> 3 <u>第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条及び第17条の規定の適用については、第4条ただし書中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長が定める基準に従い」と、第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項及び第3項並びに第7条第1項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長の定める基準に従い」と、同項第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項及び第17条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第8条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長の許可を得て」とする。</u></p>	<p>（利用の方法） 第3条 駐車場の利用は、月単位利用（以下「定期利用」という。）<u>及び</u>時間単位利用（以下「一時利用」という。）<u>とする。</u></p> <p>（使用料の納付） 第10条 （略） 2 （略）</p>

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定を遵守すること。
- (2) 駐車場の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 駐車場その他物件を破損し、又は滅失したときは、速やかに、その旨を市長に報告すること。

(利用料金)

第15条 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、第9条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第9条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条の規定中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第12条ただし書中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長が定める基準に従い」とする。

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

別表第2 (第4条、第9条関係)
定期利用

名称	車両種別	使用料
渋川市営並木町駐車場	普通自動車	1月5, 000円 (屋内駐車場)
		1月4, 000円 (屋外駐車場)
渋川市営渋川駅前第3駐車場		1月6, 000円 (平日の利用に限る。)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

別表第2 (第4条、第9条関係)
定期利用

名称	車両種別	使用料
渋川市営並木町駐車場	普通自動車	1月5, 000円 (屋内駐車場)
		1月4, 000円 (屋外駐車場)
渋川市営渋川駅前第3駐車場		1月6, 000円 (平日の利用に限る。)

渋川市営常磐駐車場	1月4, 190円
渋川市営敷島駅南駐車場	1月3, 000円
渋川市営敷島駅北駐車場	1月2, 000円
渋川市営津久田駐車場	1月1, 250円

渋川市営常磐駐車場	1月4, 000円
渋川市営敷島駅南駐車場	1月3, 000円
渋川市営敷島駅北駐車場	1月2, 000円
渋川市営津久田駐車場	1月1, 250円

一時利用
表 (略)

一時利用
表 (略)

名称	車両種別	使用料		
		最初の2時間まで	最初の2時間を超えた1時間につき	泊留料 (午後3時から翌日午前10時まで)
渋川市営物聞駐車場	普通自動車	300円	100円	810円 (泊留料の適用時間以外の時間にわたって駐車する場合は、1時間増すごとに100円を加算する。)
	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機	100円	100円	300円 (泊留料の適用時間以外の時間にわたって)

名称	車両種別	使用料		
		最初の2時間まで	最初の2時間を超えた1時間につき	泊留料 (午後3時から翌日午前10時まで)
渋川市営物聞駐車場	普通自動車	300円	100円	800円 (泊留料の適用時間以外の時間にわたって駐車する場合は、1時間増すごとに100円を加算する。)
	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機	100円	100円	300円 (泊留料の適用時間以外の時間にわたって)

	付自転車			て駐車する場合は、1時間増すごとに100円を加算する。)
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	<u>1,010</u> 円	200円	<u>2,030</u> 円 (泊留料の適用時間以外の時間にわたって駐車する場合は、1時間増すごとに200円を加算する。)

	付自転車			て駐車する場合は、1時間増すごとに100円を加算する。)
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	<u>1,000</u> 円	200円	<u>2,000</u> 円 (泊留料の適用時間以外の時間にわたって駐車する場合は、1時間増すごとに200円を加算する。)

表 (略)
観光イベント利用

名称	区分	単位	使用料
渋川市営物聞駐車場	全面利用	<u>1</u> 日	<u>18,000</u> 円
	<u>1/2</u> 利用	<u>1</u> 日	<u>9,000</u> 円
	<u>1/4</u> 利用	<u>1</u> 日	<u>4,500</u> 円
渋川市営常磐駐車場	全面利用	<u>1</u> 日	<u>18,000</u> 円
	<u>1/2</u> 利用	<u>1</u> 日	<u>9,000</u> 円
	<u>1/4</u> 利用	<u>1</u> 日	<u>4,500</u> 円
渋川市営石段アルウィン公園東駐車場	全面利用	<u>1</u> 日	<u>6,060</u> 円
	<u>2/3</u> 利用	<u>1</u> 日	<u>4,040</u> 円

表 (略)

1 / 3 利用

1 日

2, 0 2 0 円

備考 (略)

備考 (略)